

## 柿生分庁舎地区会館及びホールの利用に関するガイドライン

令和2年5月29日

### 柿生分庁舎を利用される方へ

感染防止対策として、下記の事項にご協力をお願いいたします。

- (1) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を行ってください。
- (2) 地区会館の利用者は定員の半数以下としてください。ホールについては対人距離を確保（最低1mできるだけ2mを目安に）できる人数で使用してください。  
※地区会館通常定員数：第1会議室（30人）第2・第3会議室（20人）  
和室（10人）
- (3) 代表者は活動に参加する方の健康状態及び連絡先を把握し名簿を作成してください。また、感染者又は感染が疑われる方が判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供にご協力ください。
- (4) 密閉空間を避けるため、定期的に窓、ドアを開け、換気を行ってください。
- (5) 密集場所を避けるため、共用部分では対人距離を確保（最低1mできるだけ2mを目安に）してください。
- (6) 密接場面を避けるため、地区会館及びホール内では互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を避けてください。
- (7) 合唱、演奏、社交ダンスなど、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動はご遠慮ください。
- (8) 地区会館及びホールの利用後は、部屋の机、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、その他使用された設備の消毒を行ってください。消毒用具は受付にて貸し出します。
- (9) 下記の症状に該当される方は、来館をご遠慮ください。
  - ア 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
  - イ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ウ 過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- (10) 感染者又は感染が疑われる方が会議室等の利用終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

麻生区役所総務課

044-965-5108